

岐阜地方最低賃金審議会
令和7年度第2回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和7年7月31日(木)岐阜労働局B会議室

| | |
|------------|---|
| 中家室長 | <p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また、暑い中にもかかわらず、令和7年度第2回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、3名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、宮坂部会長よろしくお願いいいたします。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>ただ今から、令和7年度第2回岐阜県最低賃金専門部会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>まずは、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p> |
| 安藤 室長補佐 | <p>御手元の資料を御覧ください。本日、事務局作成の配布資料はございません。労働者側委員、使用者側委員からそれぞれ資料が提出されています。</p> <p>労働者側委員からは、資料 1(1ページ)「2024 連合リビングウェイジ報告書」、続きまして、使用者側委員からは【労働者の生計費】、【労働者の賃金】、【通常の事業の支払能力】の項目ごとのデータが資料として提出されています。</p> <p>以上です。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>それでは、配布資料について御質問等はございますでしょうか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 栗本委員 | 特にございません。 |
| 宮坂部会長 | それでは、使用者側委員いかがでしょうか。 |
| 澤村委員 | 特にございません。 |
| 宮坂部会長 | 事務局から「令和7年度地域別最低賃金改定の目安について」説明していただきます。 |
| 中家室長 | <p>本日7月31日13時から第5回目安に関する小委員会が開催されることになっており、中央最低賃金審議会において、目安額の答申が出ておりません。</p> <p>従いまして、目安の伝達については、答申があり次第、今後開催される専門部会において伝達された目安額を報告させていただきます。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>第1回専門部会では、労使双方から岐阜県の改正に関して基本的な考え方についての御意見を伺いました。</p> <p>労働者側の御主張は、</p> <p>1点目として連合の2025春季生活闘争結果が2年連続で5%台の賃上げ合意となったこと、このことは、中小企業も健闘し、賃上げの裾野が広がったと受け止めていること。</p> <p>連合岐阜の集計では、昨年を上回る4.9%の賃上げ率、300人未満については連合岐阜全体を上回る4.91%となった。</p> <p>最低賃金の改定はこの交渉結果を労働組合のない職場で働く方の労働条件向上に波及させる役割を私たちが担っているとの認識で、この賃上げの流れを社会全体、岐阜県全体に広げ、岐阜県経済の好循環につなげていきたいと考えている。</p> <p>2点目として、この8月に値上げするものが調味料等975品目に及んでいる。このことは、労働者の生活が厳しさを増していることであり、とりわけ最低賃金近傍で</p> |

働く仲間は極めて厳しい状況であることを表している。

今年の最低賃金引上げへの期待感は昨年以上に高く、生活に及ぼす影響の実態を踏まえ、消費者物価上昇率等を考慮した引上げを求めている。

3点目としては、あらゆる産業で人手不足が深刻化している状況が認められ、労働力流出には様々な要因があるが、その一つとなるのが地域間格差であり、地域間格差の縮小を早期に取り組むべきであると考えている。

といった3点を重点において、最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指して審議に臨むとの御主張であったと思います。

使用者側の御主張は、

最低賃金法第9条で定める最低賃金法定の三要素である生計費、賃金、通常の賃金支払能力に基づいて議論していきたいと考えている。

これら三要素に関するデータや指標に基づいて、岐阜県の経済実態をしっかりと踏まえた上で審議に臨むべきであると考えており、岐阜県は中小・小規模事業場比率が高く、下請比率も非常に高い県であり、中小・小規模事業所の実情に配慮した議論が必要で、また、大幅な最低賃金引上げによる影響が大きいことを共有したい。

価格転嫁については、物価高や人件費高騰分を十分に転嫁できず、厳しい中小企業が多いのが実情である。

以上のような現状について、アンケート結果等を示しながら審議していきたいと考えている。

また、東海財務局岐阜財務事務所の岐阜県経済情勢では、企業収益が令和7年度は減少見込み、設備投資においても減少見込みなど、厳しい判断が出されており、トランプ関税による影響が見通せず不透明な状況にある。

そういったことから、三要素に基づく議論をしていきたい。

といった御主張であったと思います。

| | |
|----------------------|---|
| | <p>本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか</p> |
| 栗本委員 | <p>部会長から昨日の発言内容をまとめていただきましたが、1点だけ訂正をお願いしたいのですが、3点目の人手不足のところがございます。地域間格差ということで発言されましたが、私は地域間額差と発言したので、訂正をしていただきたいと思います。</p> <p>本日の発言につきましては、先ほど目安額の提示がなされていないということで、それぞれの発言は控えさせていたただきたいと思います。</p> <p>主張につきましては、昨日の発言とさせていただきます。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>では、使用者側委員はいかがでしょうか。</p> |
| 澤村委員 川本委員 大脇委員 | <p>(澤村委員)</p> <p>それでは、使用者側から発言させていただきます。</p> <p>御手元にお配りさせていただきました資料に基づきまして、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力という順番で説明させていただきます。</p> <p>説明者が担当した所を説明させていただきますので御了承ください。</p> <p>(川本委員)</p> <p>それでは時間をお取りいただくかもしれませんが、生計費、賃金、支払能力という法定で審議すべき基準とされている要素につきまして、使用者側の考え方を述べさせていただきます。</p> <p>まず1つ目、使用者側配布資料で労働者の生計費と記させていただいておりますが、物価水準の地域差指数というものを御紹介させていただきます。</p> <p>毎年審議をする中で、特に昨年などは物価そのもののがかなり上がってきたということで、消費者物価指数の前</p> |

年との上昇率がかなり焦点になって、最終的な決着の御判断についても消費者物価指数上昇率というのかなり大きな要素を占めたと理解しております。一方で指数だけ、上昇率だけを見て決めるという方式が、果たしてそれだけの要素で十分審議され尽くしていると言えるのかというところに疑問がありまして、やはり物価水準そのものが各地域どんな状況になっているのかということを引きちんと把握すべきではないかということで、総務省統計局が毎年出されておりました、今年も6月27日に前年分をまとめておられますが、物価水準の地域差指数というものです。

東京が100になっているわけではなく、東京が現状の物価水準そのものの絶対額についてはやはり高いと、これが104ポイントということになっております。で、それぞれの県を見ても、岐阜県については97.1ポイントというのが令和6年の物価水準であるということです。括弧の中が全国順位ですが、44位、下から数えて4番目ですかね、岐阜県は物価そのものでみると高い県ではないと、むしろ物価そのものは安い県であるという認識をしておくのが大事かなと思っております。もちろん、生計費というのはいろんな考え方があるのは承知しておりますし、絶対額についてもそのうちの1つだというのは認識しておりますけれども、比較的暮らしやすい県の1つであるということは押さえておく必要があるのではないかなと思っております。他県も見ても、滋賀とか静岡、石川、富山も含めて青囲いで示しましたが、だいたいそのような順位であるということです。これが第1点目の考え方の1つの参考にしたいということで御案内したいと思います。

(澤村委員)

続きまして2ページ目になりますが、物価というものは様々な要因で上下するものです。その中で、日銀が4月に発表しました経済物価情勢という資料がありましたの

で、今後の物価がどうなっていくかということを考える上で参考として付けさせていただきました。

日銀のコメントですと、これまで物価上昇率を押し上げてきた既往の輸入物価上昇やこのところの米などの食料品価格の上昇の影響は減衰していくと考えられる。前回1月時点の見通しと比べると、消費者物価(除く生鮮食品)については、前年については2025年と2026年は下振れしている、なお、この予測は不確実性が極めて高く十分注意する必要があると付け加えられておりますが、こういった見通しも出ていることを参考に御報告します。

(川本委員)

続きまして、賃金について御報告させていただきます。全部で3項目ございます。

1つ目が「労働者の賃金」のと書かせていただいた「都道府県別賃金(男女計)」ということで、令和6年賃金構造基本統計調査の資料からもってきておりますが、いわゆる所定内給与について、令和6年の全国の都道府県別の数字が掲載されております。賃金の実数ということですが、これを御覧いただきますと、赤字で書いているのが岐阜県、28万9300円というのがこの調査による今の賃金の水準ということですが、最低賃金自体は賃金そのものの額、変化率を基に1つの要素として検討すべきということになっておりますが、これを見ていただきますと、青字で書いている東海3県並びに滋賀、石川、富山などを合わせた近県と比べると一番安いのが実態ということ把握出来ると思います。ちなみに愛知県については33万2600円ということですが、これは絶対額ですが、地方最低賃金との差で見ても、愛知県の方が隔たりが大きいということになりまして、必ずしも岐阜県の地域別最低賃金が低いというわけではないということもわかります。

続いて「労働者の賃金」は人事院の資料です。

昨年12月に国家公務員の給与システムが大幅に変わり

まして、その中で地域手当というものが国家公務員の場合は付くのですが、地域ごとで民間給与との差が大きければ地域手当が付くと、いわゆる民間水準と近づけるとい意味で措置をされているのですが、昨年12月の改定で大きく変わったのが、市町村別から都道府県別に見直すというのが大きな変化です。人事院勧告の中で5等級に見直されたということです。従来は7等級だったのですが、5等級に見直されたと、それで、都道府県別で指定することにもなったのですから、どんな結果になったかということ、結論から言うと岐阜県は0%です。ここに5級地と書いてありますが、近県では静岡、三重、滋賀が5級地、愛知が4級地ということで、民間の給与水準が高いので、それだけ公務員にも補填をするのがこの額なのですが、岐阜県の場合は0%ということです。これは何を意味するかということ、民間給与が岐阜県の場合は公務員とそれほど変わりが無いということで、支給なしということになったと。正確にいうと、岐阜市とか市町村単位でみると残るものもあるので、それを均等に割ったりするので、地域手当は薄くはありますけれども残ることは残るのですが、都道府県で見たときの国の判断からして、岐阜県の地域というのは0%の支給地と判断されたということです。賃金水準が他県と比べると安いのが実態として表れているのではないかと、そういう判断です。

次のページ、「労働者の賃金」は都道府県別の労働組合の加入別ということで、厚生労働省がまとめられているものがありましたのでそれをもってきましたが、労働組合の加入率は大都市で大企業が多いところについては当然高いということですが、岐阜県の場合は赤字で14.7%と表示したのが労働組合加入率ということで、これは製造業に限った話ですが、こういう数字ということです。近県と比べても明らかに低い数字です。連合が賃金を上げるということでやっておられますけれども、中小企業のサンプル数が30数個ということで、労働組合に加入

されているところの数字が母数になっているというふう
に思いますが、全体からみると14%程度ということですので、多くの中小企業は組合に加入していないことになり
ます。従って組合に加入していれば当然高い賃金交渉
をするわけですから高く出ますが、本来加入していない
ところはもっと低いというのが一般的な考え方だろうと
思います。ですので、他県と比べて数字を見るときにはこ
ういったものを見るべきではという意味合いで出させて
いただきました。

(澤村委員)

続きまして、通常の事業の支払能力の項目について説
明させていただきます。

資料6ページになります、最低賃金を審議する上では、
近隣県との最低賃金の金額差が課題として挙げられるこ
とがありますが、最低賃金については、各県の経済実態を
様々な指標を総合的に見て議論する必要があると考えま
す。

お配りさせていただきましたものは、下段が近隣県の
最低賃金額で、上段が「総合指数」となっております。
この総合指数は各都道府県の経済実態を示す指標のう
ち、特に最低賃金に関係が深いと考えられる19指標と、
配布されております最低賃金決定要覧に記載されている
わけですが、この指数を加味した上で考えますと、現在の
岐阜県の最低賃金が、果たして近隣県よりも低いとは一
概には言えないのではないかと考えます。もちろん、様々
な指標があり、参考とするデータによって様々な見解、御
意見があるのは承知しておりますが、各県の経済実態を
表す指標として、現在の3段階のランク分けの基準とし
て用いられているものでありますので、参考にするのが
適切ではないかと考えます。

続きまして、7ページにありますのが、地域別最低賃金
の影響率です。上段が岐阜県の影響率、下段が全国平均の
影響率となっています。令和6年度は全国で23.2%、岐

岐阜県は 28.4%でした。過去 5 年間を見ても、令和 6 年は岐阜県企業における影響率は相当なものがあったということが見てとれるかと思えます。

(川本委員)

8 ページの - 1 の資料です、

こちらは昨今話題の企業の価格転嫁ですが、やはり中小企業が賃上げするためには原資となる、生産性の向上もそうですが、価格転嫁がいかに進むのかということが大きなポイントになるということが国でも指摘されております。価格転嫁は経済産業省含め、公正取引委員会とかいろいろな所が一生懸命対応いただいて、下請法を改正するという制度改革も伴って進んできております。進んできてはおりますが、これは 3 月の集計結果ですが、コスト全体で見ればまだ 52.4%に留まっております。前回調査よりも 3 ポイント増加しております。全体的に進んできたという意見と、全く進んでいないという意見の二分化しているということもありますが、コスト平均で見ると 52.4%、100% 転嫁されてやっと原資が確保できるというのが経営実態だと思いますので、まだ半分程度というのが実態です。これが今の状況です。県別の資料がありませんので、国全体の水準ということで御理解ください。

それに関連しまして、 - 2 を御覧いただきますと、こちらは下請け比率というものの、経済産業省が公表されたましたが、下請け比率がどんなふうになっているかということです。製造業が多めの県であるということもそうですし、大企業が少ないということもあって、下請け比率は高いだろうなと想像はしていたのですが、この資料の上の折れ線グラフが下請企業の割合を示しておりまして、岐阜の部分を見ますと 70.8 ポイントで、全国一です。下請が多いということは親会社がいるということですので、価格転嫁をするためには価格交渉が当然必要になってくるということで、価格転嫁にハードルが高いというのが実態ですので、価格転嫁を進めるには全体としては

ハードルが高い点だというふうに理解できる表だと思っております。下請ではないところが価格転嫁をしやすいとは一概には申し上げません。例えば、消費者向けに価格転嫁をできるかということ、消費者マインドとの関係もあるので、一概にB to Cが価格転嫁しやすいんだというつもりはありませんけれども、B to Bの下請けが多ければ多いほど交渉の頻度が高いということは少なくとも言えると思っておりますので、そういう意味でハードルが高い県であるとは思っております。

(澤村委員)

10ページにあります、価格転嫁に関連する資料です。

一つ訂正いただきたいのが、岐阜県商工会議所連合会とありますのは岐阜県商工会連合会の誤りです。訂正をお願いします。

岐阜県商工会連合会と岐阜県経営者協会の両者が価格転嫁についてアンケートを取りました結果がこちらです。岐阜県商工会連合会は71社の回答、岐阜県経営者協会は104社の回答ということで、100%から0%まで回答ありました。これを達成率のパーセンテージを全て足しまして、社数で割ったところ48.4%ということで、先ほど川本委員から説明がありました全国の数値と比べますと低いというところがあります。特に経営者協会の会員は50人以上の規模の企業が7割以上ありますので、数字的には達成率が高くなっているかと思いますが、一方の商工会連合会の方は比較的規模が小さい企業、事業所が多いので、やはり達成率も厳しく出ていると、こういったところで価格転嫁の状況は中小企業では十分に進んでいないということを申し上げたいと思っております。

(川本委員)

次に です。

倒産の状況ということで、報道ベースではありますが、1から6月の上半期、岐阜県の倒産件数は74件で、対前年同期比で4.2%増えております。全国的にもこの上半期

はかなり増えたと報道されておりますが、全国以上に岐阜県は倒産が多い、負債総額自体も比率としては多いという結果が出ておまして、淘汰されるのが一概に悪いとは思いませんが、この傾向というのは、経営の弱いところが更に諦める方々が多くなっていることを表しているのかなと思っております。

(澤村委員)

続きまして12ページは企業物価指数の資料です。

企業物価指数は全国の数字になりますが、日銀発表の調査では、2024年の7月から2025年6月まで、12か月間を平均しますと、前年比+3.61%ということになっております。原材料価格、エネルギー価格などの企業物価は高騰しており、企業収益を圧迫しているという状況を申し上げます。

(川本委員)

続いて支払能力 ですが、日本商工会議所が全国の商工会議所が3月にアンケートした結果です。

これは印象を聞いているので、具体的な信頼度は、私はぼやっとしているとは思いますが、2024年の最低賃金の影響、負担感というのは、昨年賃上げでも4割くらいが引き上げたという中であって、地方では半数近く、都市部では32%が引き上げた結果です。負担感について聞きますと、「大いに負担」「多少は負担」は7割超で。地方では8割近くが負担があると答えていると。新たな政府目標どおりの7.3%引上げを実際にやった場合にどうかということですが、地方小規模企業は4社に1社が「対応は不可能」と回答しておられます。政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響率は地方では20%が廃業とか休業せざるを得ないということも言っておられるということです。7%、8%の引上げに対応できると答えたのは1%に留まっていると、こういうアンケート結果もあるということです。

(大脇委員)

続きまして 14 ページです。

こちらは岐阜県商工会連合会でアンケートを取った結果でございます。

商工会は小規模事業者が多い団体です。小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低く、そうした中で最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用されるということにして、これを下回ると罰則もあることを考えれば、引上げ水準には一定の限界があるのではないかと考えます。

岐阜県の審議会におきましても、法定の三要素に基づいて審議が行われているとは思いますが、この中で事業の支払能力については、引上げの影響を受ける規模の小さな事業所について考えることが重要ではないかと考えております。

そこで、小規模事業者にかかる状況について、私どもでアンケート調査を実施しましたので、この実態を御理解いただきたいと思えます。

15 ページです。基本的な情報について説明します。

県内には町村部を中心に商工会が 42 あります。その商工会の経営指導員が調査を行いまして、71 の事業所に御協力いただいたというものです。

従業員の規模としては、商工会の会員事業所は 5 人以下の事業所が 85%、20 人以下の事業所でみても 95%ということでありまして、その比率を念頭に調査をしております。16 ページからが調査結果です。

令和 6 年の最低賃金引上げに対する対応ですが、「(1)の最低賃金を下回ったため最低賃金額まで引き上げた」が 20 事業所、「(2)最低賃金を下回ったため最低賃金額を超えて賃金を引き上げた」が 10 事業所で、合わせて 30 事業所、全体の 4 割以上は最低賃金を下回ったために賃金を引き上げたということです。

17 ページです。令和 6 年度の引上げによる影響という

ことで、「(1)想定以上の引上げであり、経営上の影響がある」というところが 22 事業所、「(3)想定通りの引上げであるが、経営上の影響がある」が 11 事業所で、影響があるとしているものを合わせまして約 7 割を占めております。この経営上の影響があるとした事業所について、最低賃金の負担感を聞いてみたところ、下の表にありますが、9 割以上の事業所が「(1)大いに負担になっている」又は「(2)多少は負担になっている」ということです。

18 ページです。

今度は令和 7 年度の状況について聞いております。欄外にまとめておりますが、予定を含み賃上げを実施した割合は(1)、(2)、(3)の合計で 71.8%です。その次の項目では、上の表にはありませんが、売上規模 1 億円以上の事業所では 77.4%が賃上げを実施するとしておりますが、一方売上規模 2 千万円未満では 50.0%に留まっているということで、規模による格差が生じているということです。また、これも表にはなく文章だけですが、営業利益が減少している事業所でもその 67.7%が身を削って賃上げを実施するということでして、厳しい状況がわかるということです。

次、19 ページです。

これは価格転嫁の状況です。これも欄外にまとめておりますけれども、価格転嫁が全く出来ていない、あるいは 1 から 3 割しか出来ていないという厳しい事業所が(4)、(5)、(6)の合計でして、56.3%に上るということで、大変厳しい状況になっているということです。これも数字が表にはありませんが、費目別で見ていきますと、労務費の価格転嫁が厳しい事業所は 60.6%ということで、更に厳しい状況になっているということです。

次に 20 ページです。令和 7 年度以降の対応可能な最低賃金引上げ水準ということですが、(1)、(2)、(3)を足しました、3%未満しか対応出来ないというところで約 8 割を占めているということです。

次に 21 ページです。令和 7 年度からの政府目標どおりの最低賃金引上げ、毎年の率で言いますと 7.3% 又は定額で言いますと 89 円ということになるかと思いますが、それが行われた場合に想定される自社への具体的な影響について聞きましたところ、事業規模の縮小あるいは休業の検討を選択する事業所が 25% と 4 分の 1 に上りまして、政府目標どおり急激かつ大幅な引上げが行われた場合、多くの中小企業、小規模事業者の経営を直撃しまして、地域経済に深刻な影響をもたらす懸念があると考えられます。

22 ページです。賃上げ、最低賃金引上げに対応するための政府等に求める支援について聞きましたところ、(1) の賃上げにより負担が増加しております社会保険料とか税の負担軽減が最も多くて、次に(2)、(3)の助成金に対してですが、拡充だけでなく使い勝手の向上あるいは手続の簡便化を求める声がありました。

これらについては個別の意見が寄せられておりまして、それが 23 ページにあります。

23 ページを見ていただきますと、 にありますけど、補助を受けるまでに時間がかかるので、手続の簡素化、迅速化をしてほしいという要望とか、支援制度がわかりにくいので、シンプルでわかりやすいものにしてほしいという要望が寄せられております。 の例年 10 月 1 日となっております最低賃金の発効日ですが、数カ月の準備で最低賃金を増額することは、事務的にも財務的にも厳しいという意見もありまして、今最低賃金引上げの影響を受ける労働者の数が増える中で、事業所は 1 カ月程度で対応せざるを得ない状況ですので、発効日を遅らせてほしいという要望が寄せられております。

あと、 から ですが、地方の中小企業、小規模事業者では賃上げでありますとか、物価高騰の中で価格転嫁も難しく、利益も減少し、事業継続も難しくなっているという切実な声が寄せられております。

アンケート調査の結果は以上ですが、このような厳しい状況を踏まえて中小企業、小規模事業者が賃上げ出来る環境整備の達成に向けまして、賃上げへの原資の確保につながるような取組を、昨年度も建議という形で出していただきましたけれども、今年度もこのようなことが必要ではないかと考えております。また、例年10月1日となっております最低賃金の発効日につきましても、改正後の額が大きくなっておりますので、その対応のための十分な準備期間の確保ということも必要ではないかと考えております。以上です。

(川本委員)

ですが、これは岐阜県中小企業団体中央会が毎月行っております景況動向調査、D I 値調査です、個々には申し上げますが、一つだけ、景況動向のD I 値、景況感のD I 値、丸印が景況感D I 値でして、ちょっと流れを見ていただきますと、大体マイナス20以上、マイナス10台で1月までは推移していたのですが、3月、4月、5月、6月あたりはマイナス20をさらに下回った数字が出てきております。想像するにトランプ関税がこのあたりから声高に言われてきたことに対する先行き不透明ということがあろうかと思えますし、15%で収まったというのが良しとされるのか、それでも実際残っちゃったねとされるのか、これからの調査によりますけれども、やはり先行き不透明というのがD I 値を押し下げていること、マインドを押し下げていることかと思えますことと、ここで大事なのが、企業の投資意欲が落ちてきているのではないかという指摘がかなり上がってきています。企業にとって将来的な成長の糧となる投資意欲が、マインド的に冷えてきているというのは、非常に大きな課題かと私どもでは考えています。

(澤村委員)

最後になります。25ページ、岐阜県経営者協会が調査しました春季労使交渉の結果です。増加率4.31%という

| | |
|-------|--|
| | <p>ことで、昨年の 3.92%より上がっておりますが、中段にあります棒グラフにあります、一番左の赤囲みの 0 ということも 8 社、7%弱あります。全く上げられなかった企業です。また、一番下の円グラフにある賃金交渉の前提となる企業の業績というところで、108 社から回答があったところですが、こちらはプラスは 40%、変わらないが 28%、マイナスが 35%と、業績がマイナスの中でも賃金を上げているという実態があります。すべての企業に適用される最低賃金を議論する上では、こうした厳しい状況にある企業の現状を認識する必要があると思います。</p> <p>以上長くなりまして恐縮ですが、使用者側委員提出資料の説明は以上とさせていただきます、</p> |
| 宮坂部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p> |
| 栗本委員 | <p>労働者側提出資料の連合リビングウェイジ報告書の説明をさせていただきます。</p> <p>この連合リビングウェイジですが、資料の 4 ページを見ていただきたいと思います。簡潔に申し上げますと、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準が連合が独自に試算したものとなります。この春季生活闘争において到達水準の金額を決定する際の参考として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の主張の根拠として、また企業内最低賃金を定める際の参考資料として活用しているものです。</p> <p>作成を開始したのが 2003 年で、以降概ね 5 年ごとに改訂しております。</p> <p>昨年の 2024 年度改訂におきましては、前回改定の 2021 年改訂の考え方を踏襲しながら、物価変動でありますとか、生活スタイルなど様々な情勢の変化を踏まえて算出しております。</p> <p>それぞれの試算に当たっての考え方ですが、連合リビングウェイジが想定する水準は、健康で文化的な生活が</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>出来、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要な水準としてこれを踏まえて試算したものです。</p> <p>その他項目別の算出の考え方については非常に細かく記載をしておりますので、お目通しいただければと思います。</p> <p>最後のページには、このリビングウェイジではじき出した2024都道府県別リビングウェイジの一覧を付けております。こちらを見ていただきますと、岐阜県につきましては1,120円となっているところです。</p> <p>以上です。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方から本日御提出いただきました資料に基づきまして、御意見を賜りました。</p> <p>労働者側からはリビングウェイジの数値等をお示しいただきまして、こちらに基づいて今後の協議をしていくということで、使用者側に関しましては、法定三要素に関しまして、たいへん詳細な資料を御説明いただきました。岐阜県内の企業、特に中小、小規模事業所の厳しい状況ということについて、御説明、御意見いただいたと思います。</p> <p>それでは、公労、公使で個別にお伺いしたいと思えます。</p> |
| 中家室長 | <p>それでは、公労の二者協議を行いますので、委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。</p> <p>公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p> |
| <p>(公労、公使の二者協議を実施)</p> | |
| 宮坂部会長 | <p>大変お待たせしました。これより公労使三者の審議を再開します。</p> <p>公労、公使の二者協議を行いました。本日は目安が出て</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>いないという状況で、具体的な金額の提示はございませんでした。また、協議の中で、双方から目安の伝達が遅れている状況から、今年の議事運営に関して、当初予定通りでは難しいのではないかと御意見をいただきました。</p> <p>事務局、いかがでしょうか。</p> |
| 中家室長 | <p>中央最低賃金審議会では、本日5回目の目安に関する小委員会が開催されていることから、明日8月1日での目安伝達は難しい状況であると考えております。</p> <p>その後6回目の目安に関する小委員会が開催されると仮定しますと、最短でも目安の伝達は8月4日の夕方になる可能性が考えられます。</p> <p>そういうことを考慮しますと、明日8月1日の専門部会は中止とし、8月4日の専門部会の開始を16時からと変更をしてはどうかと思います。さらに8月5日の専門部会は予定通り午前9時30分からとしまして、11時から予定しておりました最低賃金審議会は、専門部会に集中するというところで中止と、さらに8月12日(火曜日)ですが、この日を専門部会として9時30分開始として設定したいと思います。また、8月21日(木曜日)ですが、8時30分から専門部会、さらにその後最低賃金審議会という議事運営を提案します。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>ただ今事務局から提案がありましたが、明日8月1日の専門部会を中止とし、8月4日の専門部会の開始時間を16時に変更する、8月5日の専門部会は予定どおり9時30分から開催とし、11時からの最低賃金審議会は中止とする、そして8月12日9時30分から専門部会を開催し、8月21日8時30分から専門部会、続いて最低賃金審議会を開催するという提案をいただきましたが、労働者側委員、いかがでしょうか。</p> |
| 栗本委員 | <p>異議ございません。</p> |
| 宮坂部会長 | <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 澤村委員 | 異議ございません。 |
| 川本委員 | 異議はございませんが、時間の確認をお願いしたいのですが、5日と12日の専門部会は12時までという区切りを設ける感じで良いのですか。 |
| 中家室長 | 事務局としては、12時で区切ることは考えておりません。 |
| 川本委員 | 考えていないということですか。 |
| 中家室長 | 午後も審議いただけるとありがたいかなと思います。 |
| 大脇委員 | それは12日の審議があるという前提でも、5日も午後はやるということですか。 |
| 中家室長 | 例年でいきますと、13時30分開会としていて4時間、5時間審議いただいておりますので、9時30分開始となると、少し時間が足りないかなと考えます。これは審議の内容、状況次第ではございますが、審議時間を短く区切って計画はしておりません。 |
| 宮坂部会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは事務局提案のとおり、もう一度確認をさせていただきますが、</p> <p>明日8月1日の専門部会は中止、</p> <p>8月4日(月曜日)の専門部会の開始時間を16時からに変更する、</p> <p>8月5日(火曜日)の専門部会は予定どおり9時30分から開催とし、11時からの最低賃金審議会は中止とする、</p> <p>8月12日(火曜日)9時30分から専門部会を開催する、</p> <p>8月21日(木曜日)8時30分から専門部会、続いて最低賃金審議会を開催する</p> <p>というように議事日程を変更させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-------|--|
| 各委員 | (意見なし) |
| 宮坂部会長 | よろしいですか。 事務局何かございますか。 |
| 中家室長 | ありがとうございます。 本日出席いただいている専門部会委員以外の審議会委員の方については事務局からメールにて連絡することといたします。 |
| 宮坂部会長 | ありがとうございました。 専門部会委員以外の審議会委員への連絡は事務局でお願いします。 ほか、よろしいでしょうか。次に議題2「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。 |
| 中家室長 | 予定している議題はございません。 |
| 宮坂部会長 | それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会とします。ありがとうございました |